

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
61	意見 1-1-2	中南地域県民局 地域整備部下水道課 都市計画課	下水道事業- 経営計画	<p>[岩木川流域下水道での汚泥処理について]</p> <p>令和元年度において県は、青森県岩木川浄化センター汚泥有効利用基本構想検討委員会より、岩木川浄化センターにおける汚泥有効利用について答申を受けている。</p> <p>答申によれば、下水汚泥の肥料化または燃料化事業は、コスト面及び環境面等において既存の焼却方式に比べて有効であり、また、PPP/PFI手法に基づく事業実施により、コスト面において従来の公設公営方式に比べて優位性が見込めるとのことである。</p> <p>さらに、将来的な人口減少により汚泥の発生量の減少が予測される中、岩木川流域下水道だけでなく、周辺の他自治体で発生する汚泥を岩木川浄化センターの汚泥処理施設において共同処理することも検討されている。</p> <p>人口減少による処理量の減少に対応して、将来的に生じる施設能力の余剰分を有効活用し、より効率的な汚泥処理を実現するために、広域化・共同化を指向することは重要である。このことは、県がよりリーダーシップを発揮し、重点的に推進していくことが望ましい。</p>	<p>汚泥有効利用事業については、令和元年度～令和3年度にかけて地元説明会を開催し、令和3年10月に地元及び関連市町村の同意を得られた。</p> <p>令和4年度は、実施方針・要求水準書の作成及び事業公告を行った。今後、事業者を選定し、令和8年度からの運用開始に向けて引き続き事業を進めていく。</p>
69	意見 1-2-2	上北地域県民局 地域整備部企画整備課 都市計画課	下水道事業- 収入	<p>[十和田湖特定環境保全公共下水道事業について]</p> <p>「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流」は、観光地として観光排水及び生活排水の流入量が過去に増大し、湖の水質悪化が問題視された時期があった。この状況を踏まえて水質悪化の原因とみられる観光排水及び生活排水の汚濁負荷を削減することにより、十和田湖及びその下流域を含めた水質の保全対策が必要となり、青森・秋田両県は、昭和55年度に、十和田湖特定環境保全公共下水道事業(神秘的な湖水とヒメマスを守る下水道)に着手し、整備を進めた結果、平成3年4月1日から供用開始となっている。</p> <p>ただし、一般的な公共下水道のように経済比較で合理的な排水方法(最寄りの水域に排水するなど)を採用できず、湖内及び奥入瀬溪流にも排水できないためポンプ場7機、放流管渠20kmを敷設するなど特殊性の高い割高な施設となっている。加えて、使用料収入は、平成9年の66,937千円をピークに年々減少し、平成28年には20,000千円を割り込んでいる。</p> <p>収入増加の取り組みとして、過去に使用料の値上げも検討されたが、共同事業者の秋田県側の同意を得ることができなかった等の経緯もあり、現在も料金改定に至っていない。</p> <p>秋田県の負担金や、地域住民、ホテル等観光施設からの下水道使用料収入だけでは、維持管理費が賸えず、最近年度は1億円程度の赤字で一般会計からの繰入金で補填されている状況である。</p> <p>計画時にもともと収支均衡は予定されていなかったものとはいえ、当該事業についてより簡素な効率的な設備による代替が可能か否か具体的に検討する等、改めて水質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要と考えられる。</p>	<p>定期的な使用料の見直しの検討のほか、令和4年度から、維持管理費の削減、施設運用の適正化を図るため、汚泥処理運営方式の変更及び次期指定管理業務委託の内容の見直しに着手した。</p> <p>また、これらの見直し状況を踏まえ、令和7年度までに経営戦略を改定することとした。</p>
82	意見 1-3-3	三八地域県民局 地域整備部下水道課	下水道事業- 固定資産	<p>[固定資産の実査結果(三八地域県民局)]</p> <p>固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。</p> <p>No.11赤外線水分計 (包括外部監査報告書p83の表及び図参照)</p> <p>10月26日に実査したところ、青森県財務規則に定められた規定に則って備品シールの貼付はされていた。青森県財務規則には以下のとおり定められている。</p> <p>(備品の標識)</p> <p>第二百七十七条 物品供用員は、備品に標識(第百四十九号様式)を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由によつて標識を付することが適当でない認められるものについては、この限りでない。</p> <p>また、備品の管理のため、出納票を作成することが以下のとおり定められている。</p> <p>(会計機関の記録)</p> <p>第二百九十三条 会計機関は、次の各号に掲げる帳簿等を備え、物品の出納の記録をしなければならない。</p> <p>一 備品出納票(第百六十号様式)</p> <p>上記の備品出納票については、以下のとおり作成されていた。</p> <p>(包括外部監査報告書p84の図参照)</p> <p>備品出納票によれば、令和2年4月1日に下水道特別会計が地方公営企業会計に移行することに伴い、青森県財務規則の規定の範囲外になるため、物品の処分が行われている。したがって地方公営企業会計への移行に伴い、備品シールを貼り直す必要がある。</p> <p>ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。</p> <p>「青森県下水道事業財務規則」等に青森県財務規則と同様の規定を設け、適切な備品シールの貼付により、固定資産台帳と現物との整合性を確保することが必要である。なお地方公営企業会計移行後は、当該物品は固定資産台帳によって管理されるため、備品シールには、固定資産台帳上の資産番号・資産名称・取得日等を記載することが望ましい。</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールの貼付等に関するルールを示した。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
85	意見 1-3-4	上北地域県民局 地域整備部企画 整備課	下水道事業- 固定資産	<p>[固定資産の実査結果(上北地域県民局)] 固定資産台帳より6件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。 No.20 処理場模型製作全体模型 (包括外部監査報告書p85の表及び図参照) 11月9日に実査したところ。備品シールが貼付されていなかった。従来から青森県財務規則に基づくシールの貼付も行われていなかったとのことである。 ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。 固定資産台帳と現物の整合性を確保し、固定資産の管理に資するために、「青森県下水道事業財務規則」等に具体的なルールを定め、備品シールを貼付することが望ましい。</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールの貼付等に関するルールを示した。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
107	指摘 1-5	都市計画課	下水道事業- 人件費	<p>[人件費の負担区分が実態を反映していない] 下水道事業特別会計における人件費の取り扱いについて、下記の諸点において問題があり、その結果として下水道事業特別会計に表示された人件費は実態を反映していない。</p> <p>問題点1 下水道組織の職務分掌及び実際の職務内容と、負担する人件費との対応関係が合理的とは言えない。 下図【下水道組織と下水道特別会計との関係】は、現在行われている人件費の配分方法を職員個人に固有の要素を排除して単純化したものである。この図において、各流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業で負担すべきものとして想定している人数は、職務分析を行った結果に基づく人数ではない。</p> <p>【下水道組織と下水道特別会計との関係】 (包括外部監査報告書p107の表参照) 上記の表の参考値を比較すると、特別会計に区分された人件費合計は700であるのに対し、一般会計に区分された人件費は1,100であり、一般会計に区分された人件費の方が大きくなっている。これは各部署の事務分担表閲覧や監査を通じてヒアリングした結果推測された職務割合のイメージとは矛盾している。ほとんどの人件費が特別会計に区分されるか、あるいは少なくとも特別会計に区分される人件費の方が、一般会計に区分される人件費よりも大きくなるのが妥当であると思われる。特に、それぞれの流域下水道事業を専ら担当しているはずの中南地域県民局下水道課4名中2名分の人件費しか特別会計に区分されないことと、三八地域県民局下水道課4名中1名分の人件費しか特別会計に区分されないことには強い違和感がある。 県は過去の国土交通省の補助金制度が廃止された後も、当時に国が定めた補助要綱等を拠り所として上述した人件費の計上方法により処理しており、人件費計上額が実態から乖離している可能性は高い。 また、人件費を計算するにあたって使用している人件費充当率は、平成24年に設定した比率であり、その後において人件費充当率の再計算は行われていない。 既に廃止された補助制度で示されていた人件費充当率を用いて人件費の負担を区分する方法は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点2 下水道特別会計に配分された人件費は、すべて事業費とされており、管理費に対して全く配分されていない。 単純化すると事業費は下水道施設の建設、管理費は維持管理に係る経費と言えるが、一例として契約事務に注目してみても、職員は下水道施設の建設に係る工事契約だけでなく、処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用といった維持管理に係る各種契約事務にも多く従事している。契約の数で言えば維持管理に係る契約は、下水道施設の建設に係る契約と同等かあるいはそれを上回る。 したがって、契約事務に従事する職員の人件費がすべて事業費とされ、管理費に全く配分されない状況は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点3 上述した人件費決算額の確定において説明したとおり、人件費の実績額は当初予算額に引き戻されて修正されるため決算額に示される金額は当初予算額であり、実績額が人件費総額に反映されていない。 例えば、特別会計に区分される時間外手当の実績額が当初予算を上回っても、その超過分は一般会計から支出されたこととして決算が行われるのであれば、決算額が当初予算額に満たない場合を除いて必ず決算額＝当初予算額となる。このような方法を採用する限り、特別会計における人件費の決算額が、特別会計に区分される事業が本来負担すべき実質的な人件費となり得ない。 決算額を当初予算額と同額として、実績額との差を一般会計の人件費とする事務処理は合理的ではない。実績額に基づいた決算を行うべきである。</p> <p>提言 人件費の負担区分は可能な限り実態に即した基準を定め、その基準を厳格に適用して行われるべきである。基準の決定方法としては、一例として以下のような対応が考えられる。 ①事務分担表を基に、担当者ごとに年間従事時間割合を見積り、4区分(岩木川流域、馬淵川流域、十和田特環、一般会計)する。 ②事業費と管理費の区分割合も、同様に年間従事時間割合を見積り区分する。 ③担当職員が相互に①及び②の見積結果を検討し、実態に近い区分割合を模索する。また、事務負担に配慮して合理的な範囲で配賦基準を単純化することも必要である。 以上のような手続により人件費の配賦基準を決定し、予算策定及び決算事務において配賦基準に従って人件費を区分することが望ましい。 また、配賦基準については、県内各市町村にも開示し、説明することによって理解を得ることが重要であると考え。一般会計と特別会計の負担割合についても、県民によって利害が対立するので、流域関連市町村等、県の下水道事業特別会計において負担金を徴収している市町村だけではなく、特別会計に関連しない市町村への説明も必要であると考え。</p>	<p>監査人の指摘事項の是正に向けた検討に当たり、令和3年度に事務量の調査を行った結果、下水道事業会計の人件費及び各セグメントの事業経費が増加し、関係市町村等の負担金が増加する見込みであることがわかった。このことから、関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において協議を進め、協議が整い次第、速やかに是正していく。</p>

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
110	指摘 1-6	都市計画課	下水道事業- その他経費	<p>[各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について] 令和元年度において本庁(県土整備部都市計画課)で支出され、各下水道事業(岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業)へ配賦された経費3件について、配賦基準が適切ではない。 問題点及び提言 下記「事案①～事案③」のとおり、県は現状、事前に各下水道事業への経費の配賦基準を定めておらず事案の都度決定しており、恣意性が介入する余地がある。また、合理的ではない経費の配賦が行われた場合に、各下水道事業の正確な収支(損益)把握が不可能となるといった弊害も認められる。 さらに、配賦基準が不適切である場合の最大の問題点として、各下水道事業の収支差額をベースに算出される下水道流域市町村の負担金が歪められる結果、流域間での経費負担の不公平な結果が生じてしまうことが想定される。簡易な例として、あるべき収支差額が岩木川流域:△100・馬淵川流域△200のところ、経費の配賦を誤り、岩木川流域:△120・馬淵川流域△180と算定してしまった場合、岩木川流域の市町村は120の負担金を支払うこととなり、本来は100の負担金であるべきだが、+20の過大負担を強いられる。一方で、馬淵川流域の市町村は△20の過少負担となってしまう。 行政運営で最も重視すべき公正性・公平性を鑑みた場合、このような運用はあってはならない。県は客観的で説明可能な配賦基準を事前に設定し、実務に適用する必要がある。 事案① (包括外部監査報告書p111の表参照) 当事案は、本庁に設置されている行政不服審査法の実務解説本の追録代にかかる支出であり、その内容は必要に応じて各下水道事業へ共有されることとなるため、3か所の下水道事業において効果を発揮すると考えられ、現状のように十和田湖のみに全額配賦する事務は適切ではない。県の説明としては、毎年発生する追録を購入する都度、ローテーションでいずれかの下水道事業に全額配賦することを原則としているものの、ローテーションの順番や実績を管理しているわけではなく、必ずしもローテーションが遵守されているとは言えない状況が実情であるとのことであった。今後は、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに共通経費を配賦することを求めたい。 事案② (包括外部監査報告書p111の表参照) 当支出は、本庁職員が北海道・東北六県下水道担当者会議に参加した際に支出したバス借上費用であり、当該会議の内容は各下水道事業へフィードバックされ効果を発揮することとなるため、馬淵川のみ全額配賦する事務は適切ではない。県の説明としては、八戸市において会議が開催されたことから、錯誤により八戸市に存する馬淵川に全額配賦してしまったとのことであったが、不適切な事務である。こちらも、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに配賦することを求めたい。 事案③ (包括外部監査報告書p112の表参照) 当支出は、青森県の下水道事業を紹介するパンフレットを作製したものであり、各下水道事業から利用者等へ提供されるものである。配賦基準としては、公共事務雑費の予算額を基準に配賦後、必要な「調整」を行ったとするものの当該調整過程が不明であった。事後に配賦方法の説明ができないことには説明責任の観点から問題がある。客観的かつ説明可能な配賦基準の設定を求めたい。 以上、各下水道事業へ配賦された経費にかかる事案について記載したが、今般の監査はサンプリングによる検証を行っており、当該3件以外にも同様の不適切な配賦が生じていることが想定される。県として、下水道事業の該当する全ての支出において適切な配賦基準を設定し、実務に適用することが必要である。</p>	<p>共通経費の配賦基準を定め、令和3年10月に関係市町村等に説明を行った。 また、本基準は令和5年度の会計から適用することとした。</p>
112	意見 1-6	都市計画課	下水道事業- その他経費	<p>[収益的収支(3条予算)と資本的収支(4条予算)の適切な区分について] 令和2年4月以降の公営企業会計の適用によって、地方公営企業法により、損益的収支と資本的収支を明確に区分することが求められている。収益的収支には、事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用が計上され、資本的収支には経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費等が計上され、両者を明確に区分することにより公営企業の経営成績を適切に示すことができるものとされている。 前記「【指摘事項1-6】各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について」において記載した事案①～③の支出の予算細目は全て「公共事務雑費」であり、これらは資本的収支として処理されているとのことであった。 資本的支出は、貸借対照表の資産負債を直接増減させる項目であり、建設改良に係る工事等にかかる間接的な事業費である人件費や調査費、事務費等の支出も含まれるが、事案①～③に記載した下水道事業の紹介パンフレットや研修の借上バス代は、このような建設改良に係る間接費には含まれず、単年度の経営成績に反映させるべき収益的支出であるとも考えられ、資産を直接増減させる資本的収支に該当するという県の判断には疑問が残る。この点、県は令和2年度中に収益的収支と資本的収支を今一度整理し、予算を補正することも検討しているとのことであった。適切な整理を求めたい。</p>	<p>意見のあった支出に関しては流域下水道連絡協議会で説明し、収益的支出で計上することとした。 また、収益的収支及び資本的収支の区分について留意するよう関係する地域整備部に周知した。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
116	意見 1-7-1	都市計画課	下水道事業-消費税	<p>[仕入税額控除の計算方法の選択について] 消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。 個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみならず課税仕入等に係るもの、②非課税売上にのみ課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。 一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。 本県下水道事業会計では、個別対応方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県下水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。本県下水道事業会計では、平成28年度、平成29年度、平成30年度の課税売上割合が99.99%と高いことから、仕入税額控除の計算方法の選択による税額の差はほぼないものと考えられる。現在、下水道事業会計の課税仕入は、上記①の区分に該当するものがほとんどであり、区分に伴う担当者の事務処理の増大はさほどないとのことである。 ただし、今後、状況に変化があった際は、納税額の有利性と事務処理の増大を勘案し、仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行うことが望ましい。</p>	消費税の申告に当たっては、指導助言業務委託による公認会計士の指導・助言を活用し、納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討し、対応することとした。
116	意見 1-7-2	都市計画課	下水道事業-消費税	<p>[税務専門家の関与の検討について] 上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。また、令和元年度からは軽減税率が導入されるなど、消費税申告は近年より複雑なものとなっている。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考え。</p>	消費税の申告に当たっては、指導助言業務委託による公認会計士の指導・助言を活用し、納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討し、対応することとした。
125	指摘 2-1	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業に係る仕掛品の評価について] 建設資材の材料試験事業において、仕掛品の評価は原価計算に基づく評価ではなく、期末に材料試験が未完了の受託作業に係る人件費を集計したものとなっている。つまり、現状における仕掛品の評価は、受託した未完了の材料試験毎に発生した人件費を計算し、これらを集計して仕掛品の金額としている。 期末決算時における仕掛品計算表から一つの受託番号を抽出して具体的な計算方法を例示すると下表のとおりとなる。 (包括外部監査報告書p125の表参照) 材料試験項目は、業務案内によると圧縮強度試験(コンクリート、モルタル、石材)、アスファルト試験(抽出、密度)、土の締固試験、骨材のふるい分け試験、修正CBR試験等を行っている。材料試験と機械装置との関係を見ると材料試験毎に使用する機械装置が対応している。固定資産台帳によれば、上記の例では、CBR試験のための機械装置としては自動CBR試験機が2台、CBR試験自動取込編集装置一式が2台あり、ふるい分け試験のための機械装置としては自動ふるい振とう機が2台、ふるい振とう機1台が対応している。このような理由から1日当たりの減価償却費や1日当たりの間接費を計算して、人件費のみではなく減価償却費やその他の間接費をも含めて仕掛品の金額を計算すべきである。 また、財務規程には仕掛品に関する規定が全くないため財務規程の改定が必要である。</p>	<p>当法人は公益事業のみを行い、収益事業を行っていないので、法人税の納税対象とはなっていない。このため、会計慣行により公益法人会計基準における重要性の原則(公益法人会計基準第1-3-(4))を適用し、令和2年度決算より計上しないこととした。 また、他県の技術センターにおいても、会計慣行により1法人(収益事業を行っている栃木県)を除き仕掛品は計上していない。 今後の取扱については、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
126	指摘2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について]</p> <p>建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛品から事業原価(売上原価)に振替える必要があるが、現状では事業原価(売上原価)等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。収益計上に対応する分については、事業原価(売上原価)等の適切な勘定科目に計上する必要がある。</p>	<p>当法人は公益事業のみ行い、収益事業を行っていないので、法人税の納税対象とはなっていない。このため、会計慣行により公益法人会計基準における重要性の原則(公益法人会計基準第1-3-(4))を適用し、令和2年度決算より計上しないこととした。</p> <p>また、他県の技術センターにおいても、会計慣行により1法人(収益事業を行っている栃木県)を除き仕掛品は計上していない。</p> <p>今後の取扱いについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>	継続対応
127	指摘2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は以下の4要件である(企業会計原則注解18参照)</p> <p>イ 将来の特定の費用又は損失に備えたものであること</p> <p>ロ その発生が当期以前の事象に起因すること</p> <p>ハ その将来の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いこと</p> <p>ニ その金額を合理的に見積もることができること</p> <p>建設技術センターでは、決算期末において、職員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、職員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	<p>引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>	継続対応
127	指摘2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は上記【指摘事項2-4】に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	<p>引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>	継続対応
128	指摘2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員退職慰労引当金について]</p> <p>建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する退任慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、規程に定められた退任慰労金のうち、支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員退職慰労引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	<p>引当金を計上すること及び引当金の計上基準を財務規程に定めることについては、専門家等の意見を聴きながら対応する。</p>	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
128	指摘2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員に対する賞与の支給金額の計算根拠について]</p> <p>建設技術センターでは、職員の給与表や交通費等について、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)に準じる規定が多く置かれている。職務の級の適用については、建設技術センターの「職員の給与に関する規程」第3条及び別表において定めている。ただし、建設技術センターの役員についてどの職務級を適用するかは定めていない。</p> <p>ところが建設技術センターでは、役員に対する賞与の支給金額について、給与表8級を適用し、県の期末手当の計算方法を準用している。役員賞与の算定上給与表8級を適用している根拠について質問した結果、「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」第2条及び別表第1が根拠であるとの説明があった。</p> <p>「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」では、理事長及び専務理事に支給する旅費の額について、「給与表の8級の職務にある者が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額」と定めており、給与条例の適用を受ける県職員の規定を準用している。</p> <p>しかしこれはあくまで旅費及び費用弁償の規程であり、役員賞与の算定根拠とするのは適切でない。</p> <p>役員賞与の算定根拠としては、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において、役員に対する賞与の支給金額の算定上、県職員のどの職務級を適用するのかを明確に定めるべきである。</p>	<p>役員の期末手当の額については、役員及び評議員の報酬等に関する規程第3条第1項第3号で「給与規程の例による」とし、県に準じて定めている。</p> <p>その際、役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程の別表第1で「給料表の8級の職務にある者」と定めていることから、これを類推適用し、期末手当についても8級とみなしているものである。</p> <p>役員及び評議員の報酬等に関する規程に明文化することについては検討する。</p>	継続対応
129	指摘2-9	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[重要な会計方針の変更に関する注記について(減価償却方法の変更)]</p> <p>重要な会計方針を変更について公益法人会計基準では、以下のとおり規定されている。</p> <p>第5 財務諸表の表示</p> <p>財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>令和元年度については、建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法から定額法へ減価償却方法を変更した旨のみ記載があるが、減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記する必要がある。</p>	<p>減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記することとした。</p>	
130	指摘2-10	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[関連当事者との取引の内容]</p> <p>「「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の適用に当たっての留意点について(通知)」(総官管第51号平成18年3月24日)に次の記載がある。</p> <p>関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて</p> <p>関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という)とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解(旧注14現注17)に定める注記をすることが望ましいものとする。</p> <p>現状では財務諸表の注記において、関連当事者との取引について記載がないが、そもそも関連当事者の判定を行うため、「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって当該注記が必要か否かを検討し、その検討証跡を決算の都度保存しておく必要がある。</p>	<p>「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって検討した結果、国及び地方公共団体は当法人の支配法人には該当しないと判断しているもの。</p> <p>該当するに至った場合は、同基準に従うこととした。</p>	
135	意見2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[貸倒引当金について]</p> <p>貸倒引当金の設定については、期末未収入金残高に対して税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。</p> <p>財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。</p>	<p>引当金の計上基準については、注記の重要な会計方針に記載している。</p> <p>財務規程に規定することについては、専門家等の意見を聴きながら今後対応する。</p>	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
135	意見2-3	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[助成金の使途に関する確認事務について]</p> <p>令和元年度は5件について総額3,500千円を助成金として支出しているが、担当者へのヒアリングによれば、積極的なPR活動をしているにも関わらず、助成を希望するところが毎年少なく、また助成対象の研究機関も県内では自然と限られてしまっているとのことである。</p> <p>助成金の使途は、募集要項で研究等に直接要する費用と記載されており、そのなかに旅費交通費として研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費が含まれている。</p> <p>これについて令和元年度の助成金の支給先となった対象団体である学校から提出された「完了報告書」に添付された実績概要及び決算書について内容を閲覧したところ、決算書の総額の6割超を占める旅費交通費の使途の検証について十分でないと考えられる点が見られた。すなわち複数の学会や会議への参加が記載されているうち、国内の学会参加については一部開催案内で学会のテーマや関係者の参加実績を確認しているものの、旅費交通費のうち大きな金額を占める国際会議の参加については開催案内を入手することなく会議内容や参加実績の検証がなされないまま学生2名の海外渡航費が計上されている(教員の海外渡航費については建設技術センターには請求されていない)。もっとも、対象となる学校内部の決裁を得た支払伝票が根拠として添付されているが、これのみでは学校内部のチェックに依存しているだけで、建設技術センター側のチェックが厳しくなされているとはいえない。</p> <p>当該助成事業が始まって3年が経過するが、仮に助成実績を重視するあまり、助成した先の資金使途のチェックが行き届かなくなってしまうと、思わぬ不正や助成先のトラブルに巻き込まれる可能性も否定できないため、支出した助成金の使途については募集要綱どおり助成目的に沿った使途となっているか建設技術センター側でも確認できる十分な資料を助成先に徴求すべきであると考えます。</p>	完了報告書等を精査することにより、十分な確認に努めることとした。 また、必要に応じて、助成先に資料等の提出を求めることとした。
136	意見2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員報酬規程の開示方法について]</p> <p>公益法人は下記の規定のとおり、役員報酬規程を公表する義務があるとされている。 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。</p> <p>2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>認定法第21条では、事務所備置き書類の一つとして報酬支給基準を規定し(第21条第2項第3号)何人の閲覧請求に応ずべきことを規定している(第4項)。したがって、最低事務所備置き閲覧の措置はとらなければならないが、建設技術センターではこの措置を適用している。</p> <p>しかし、公益法人の役員報酬については、その公益性に鑑み、公表を広く解して何人も閲覧可能なインターネットのホームページ等で公開することが望ましいと考える。</p>	役員報酬規程をホームページ等で公開することについては、関係者等の意見を聴きながら、今後対応する。
136	意見2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[事業費と管理費に共通する費用に関する配賦基準の文書化について]</p> <p>建設技術センターでは事業費と管理費に共通する費用について、公益財団法人に移行した時点で支出項目ごとに個別に配賦基準を決定し、現在もそれに従って配賦している。しかし建設技術センターでは、この配賦基準の設定根拠を文書化していない。</p> <p>確かに、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」(内閣府 令和2年3月)のV-3-②において、「過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。」との記載がある。しかし、これは多大な事務負担に配慮した規定であり、事務負担に配慮しつつ有用な文書を残すことを否定する趣旨ではない。</p> <p>今後、担当者の変更や配賦基準設定の前提に変化が生じたとき、当初の根拠が示されていないと、混乱が生じる可能性がある。現在の配賦基準の設定根拠を明確に文書化しておく必要があると考える。</p>	配賦基準については、公益認定を受ける段階で従事割合等について審査の上、決定されている。また、毎年の定期提出書類により、実績を報告している。 配布基準の設定根拠の文書化については、監査結果を踏まえ、事務負担も考慮しながら検討する。 なお、意見のとおり内閣府のFAQ等では、配賦割合の算定根拠について、詳細かつ具体的な記載は求められていない。

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
137	意見2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[指名競争入札を採用する理由の明確化について]</p> <p>建設技術センターでは、競争入札により契約する場合、従来から指名競争入札のみ行っており、一般競争入札は行っていない。これは、5,000万円以下の工事契約について原則として指名競争入札を採用している県の対応に準じているとのことである。5,000万円を超える契約がないため、指名競争入札によっているという金額基準における判断である。</p> <p>しかし、建設技術センターの財務規程第41条によると、あくまでも原則は一般競争入札であり、例外的な場合に指名競争入札が認められているに過ぎない。あくまでも原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札という例外規定を適用する場合は、財務規程に照らし、指名競争入札によることができる理由を明確にしておくことが望ましい。</p>	入札のあり方については、県等と協議の上検討する。	継続対応
137	意見2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[指名競争入札による場合の業者選定理由の記載について]</p> <p>指名業者の選定過程は、A4一枚の「指名業者選定調書」のみが残されている。指名業者選定調書では選定結果と選定委員会の承認状況が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。選定過程の精緻な文書化が望ましいと考える。</p>	入札の指名のあり方については、県等と協議の上検討する。	継続対応
142	意見3-1-1	整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業-経営計画	<p>[送水幹線の更新計画を経営戦略に反映すべき]</p> <p>工業用水道事業では平成30年3月に、平成30年度から平成39年度を対象期間とする10年間の経営戦略を策定している。しかし、送水幹線の更新に関する情報開示が不十分である。</p> <p>「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日 総務省自治財政局。以下「経営戦略ガイドライン」という。)では、計画期間について下記のとおり定めており、県の策定している経営戦略はその基準に合致するものではある。</p> <p>「経営戦略」(「投資・財政計画」を含む。)の「計画期間」は、個々の団体・事業の経営環境や施設の老朽化状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。</p> <p>しかし「経営戦略ガイドライン」は続けて、</p> <p>なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。</p> <p>としており、さらに投資試算については、次のように定めている。</p> <p>① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測</p> <p>「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の実状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。</p> <p>また、関係府省等が推奨するアセットマネジメントやストックマネジメント等の取組を充実させることにより、施設・設備の現状把握・分析、将来予測の精緻化を図ること。</p> <p>あわせて、施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算を可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。</p> <p>(1) 概要に記載したように、県の工業用水道事業にとって最も重要な課題は、100億円を超える投資が必要とされる送水幹線の更新計画である。現状ではまだ先の課題としているため、10年間の計画には含まれていない。しかし、送水幹線の大規模な更新計画を抜きにして、ここ10年の推移だけ見ても、経営戦略として重要な論点が抜けていると言わざるを得ない。さらに「経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機」とするという経営戦略の趣旨からすると、情報の開示が不十分であると考え。</p> <p>更新時期や費用は不確定だが、事業継続のためには更新が不可欠な状況であり、また更新費用は見積の方法によるが、多額であることは確実である。</p> <p>少なくとも、送水幹線の更新に係る費用を一定の幅で示したうえで、経営戦略上の投資・財政計画が、10年以内に送水幹線の更新を行わないことを前提とした投資計画・財政計画であることを明らかにすべきである。そのうえで、供給能力の上限に近い操業を行っている当該事業が、どのように投資回収を図っていくのかを示すべきであると考え。</p>	平成29年度に策定した経営戦略では、5年を目途に事後検証を行い見直すこととしており、令和4年度に経営戦略の改定において、送水幹線更新計画を反映させる予定である。	継続対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
143	意見 3-1-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-経営計画	<p>[更新計画策定において考慮すべきリスクについて]</p> <p>更新計画策定上、現状考慮されていないが今後想定されるリスクには以下のようなケースがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この先40年間に渡って多額の投資を行っていくにしても、その40年間の原資となる料金収入が現状の水準で変わらず確保できる確証はない。仮に減収等が見込まれる場合は設備更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。 ・更新基準年数が長く、実際に現有設備がそこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒して投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、閲覧した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていなかった。 <p>今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数 ②必要な水量の供給能力維持のために必要な設備(耐震性も含む)投資額の回収のために必要な方策(使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受ける等) 	<p>ユーザーの将来の水需要については、ユーザー側でも景気の動向による生産見込等の予想が難しく、また昨今のコロナ禍など予測不能な出来事もある中では、現状維持の水需要見込みとせざるを得ない状況にある。</p> <p>令和4年9月に経営戦略の改定作業として、ユーザーに対して水需要見込みのアンケート調査を行い、その結果を反映した経営戦略にすることとした。</p>
147	意見 3-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-収入	<p>[特定料金の単価設定について]</p> <p>工業用水道事業条例第10条には、特定給水制度として、特定期間に基本使用水量を超える給水を行う制度が定められている。しかし、工業用水道のユーザーのうち2社について、年度毎の使用水量の変動を見込んで、基本使用水量を実際の使用見込水量以下に設定申込を行う一方で、この特定給水制度を四半期ごとに利用、場合によっては月中の10日間のみ利用水量を増減させるなどユーザーの需要変動に臨機応変に特定給水量を頻繁に調整することが常態化している様子がみられた。</p> <p>これは、同条例第9条第2項の基本使用水量の減量については、知事の認可を合理的な理由書を添えて承認されなければならないという実務が負担になると感じてその回避のためとのことだが、実態はユーザー2社が工業用水の利用実需に合わせて水道料金コストをできるだけ削減するための方策にすぎないと思われ、それに県が応じてしまっているものと考えられる。</p> <p>実際、県担当者からはユーザーに向けて、水量には制限があり需要が上回った場合には特定使用の要望があっても応じられないリスクがあるので、基本使用水量の増加申込で対応するように、との依頼を行っているが、現状ではユーザーになかなか応じてもらえていないとのことである。</p> <p>このことは現状の料金体系において特定料金が基本料金と同額であるために、基本水量を予め高く設定しておくよりも、特定給水制度を利用したほうが使用水量を臨機応変に変動させることが可能なため、ユーザーの金銭的負担の面で有利であるという判断を強く促す結果ともなっているものと思われる。</p> <p>給水能力の維持には、ユーザー毎の基本使用水量の合計量を満たすべく必要最低限の設備維持更新等の投資に抑えることが今後求められることから、特定給水はあくまで突発的例外的な利用がなされるべきものであり、常態的にユーザーの需要調整弁として利用されてしまうのは望ましいこととは言えず、基本水量で固定的に契約しているユーザーとの公平性を損なうことも考えられる。</p> <p>この点、特定料金のみ単価を上げるなど料金体系の柔軟な変更により、そのようなユーザーに基本水量の増加で対応するよう促す施策も検討されるべきと考える。</p>	<p>特定給水はあくまで給水能力に余裕のある場合に供給できるものであり、将来的に工業用水の供給を保障するものではないため、ユーザーとしては供給停止となるリスクを伴うものであり、基本使用水量と単価は同一であるが内容が異なるものである。経営戦略の改定に際し、水需要見込みの調査を行っており、調査依頼の際には、特定供給している社に対し、基本使用水量の変更の検討を依頼した。</p>
155	意見 3-3-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-固定資産	<p>[手書きの固定資産台帳の廃止と固定資産管理ソフトウェアの導入]</p> <p>青森公営企業財務規程第10条にて固定資産台帳の備付けが義務付けられており、当条項に基づき手書きの固定資産台帳が作成されている。他方、手書きの固定資産台帳の情報はパソコンの表計算ソフトウェアで作成した「減価償却計算書」に入力され、表計算ソフトウェアで作成した計算書により減価償却費を計算し、その結果を手書きの固定資産台帳に転記している。このため、手書きの固定資産台帳と表計算ソフトウェアの計算書について、同一の情報を重複して入力・記載しなければならない状況にある。</p> <p>固定資産台帳を手書きで作成する必要性は乏しく、また転記作業があるということは、転記ミスが発生するというリスクも生じることになる。業務の効率化を図り、転記ミスが発生する余地をなくするため、手書きの固定資産台帳を廃止し、単一のデータから各種帳票を出力可能な固定資産管理ソフトウェアの導入を検討することが望ましいと考える。</p>	<p>八戸工業用水道の1事業のみの固定資産管理ということもあり、現状の表計算ソフトでも管理できていることから、費用対効果を考え、ソフト導入を検討していく。</p>

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
156	意見 3-4-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-契約事務	<p>[予定価格の過大設定について] 下記契約について予定価格を過大に設定してしまっている。予定価格は青森県財務規則に則り、実際の取引実例等を参考に適正な価格を設定しなければならない。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p156の表参照) 当契約の方法として、2者から見積書を徴収した結果、安価であったA社と1,183,600円にて随意契約を行っている。予定価格の算出方法はA社およびB社から参考見積書を徴収し、安価であったA社の1,491,600円と同値を設定している。以下、この予定価格1,491,600円の妥当性について問題提起する。 A社およびB社の参考見積書(予定価格設定用)と、見積書(契約用)の金額を比較した表は以下のとおりである。A社の見積書(契約用)における当初徴収した参考見積書(予定価格設定用)からの値引率は20.6%と高い水準となっていることがわかる。</p> <p>【表 参考見積書と見積書の比較】 (包括外部監査報告書p157の表参照) また、県は平成20年度以降で同規格のマンホール蓋を3回購入しているが、下表のとおり、過去の1組当たりの契約実績単価は@300,000円未満であるものの、今般の予定単価は@372,900円と相応に高額であることがわかる。</p> <p>【表 φ900マンホール蓋 1組当たり単価】 (包括外部監査報告書p157の表参照) 予定価格を設定するということは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされるため、県の支出額の上限值を設定するということに他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。そのような観点から、県財務規則第138条では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」として過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。 結果として、当契約の予定価格1,491,600円(1組あたり@372,900円)は、過去の取引実績と比較して高額であり、結果的に契約時に大幅な値引きがなされていることから、設定した予定価格が過大であったことが推定される。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、設定した予定価格に値引き率を乗ずること等により適切な予定価格を設定する必要があると考える。</p>	<p>予定価格算出に当たっては、参考見積徴収の際に見積条件を明確に記載して価格調査を行い、適切な価格設定により執行した。</p>
158	意見 3-4-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-契約事務	<p>[競争性向上のため指名事業者数の増加について] 下記契約について事業者6者を指名したが入札に参加したのは1者のみであり、当該1者と契約を行っている。より競争性を高め、経済性を確保するために、指名事業者を増やすことや、一般競争入札の採用等の措置を求めたい。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書p158の表参照) 当契約にて調達した緊急連絡システムは、八戸工業用水道管理事務所が停電事故時等の非常時において、ユーザー及び職員へ早急に連絡するための通報システムであり、その特徴として、近年普及しているSMS(携帯電話のショートメッセージサービス)やEメールを利用した連絡システムではなくて、公衆回線(電話)による音声配信であることがあげられる。あえて公衆回線を用いる理由としては、災害時に強いと考えていること等の理由によるとのことであった。</p> <p>指名事業者6者のうち5者が辞退してしまった理由としては、その理由は定かではないものの当システムが緊急通報システムとして少数派と考えられる「公衆回線による音声配信」を仕様とすることにも一因があるのかもしれない。指名競争入札における1者応札に対する県の立場としては、応札者にとっては他の指名事業者が辞退したことは知らされないため競争性は一定程度確保されているとし有効説を採っていることから、当該事案は県の事務手続き上に瑕疵はない。ただし、1者応札では入札価格の比較ができないため、複数者応札のケースと比較して競争性が低下してしまっていることも事実であろう。</p> <p>当契約のような納入業者が限られる(と想定される)調達物品の特性を加味した場合に、より多くの応札者を確保するためには、あらかじめ指名事業者数を増やすことも有効と考える。県の物品調達契約に係る指名事業者数の定めとして物品調達契約事務取扱要領にて「指名競争入札の指名事業者数は、おおむね6者以上とする。」と定めている。県は要領に基づき「異常通報装置」又は「通信機器」を扱う入札参加名簿に登録されている事業者11者から、過去の指名実績等を加味して指名事業者6者を選んでいるが、6者指名は要領のいう最低基準であるし、指名事業者を挙げ11者全てを指名することで競争性を高められた可能性がある。また、そもそも応札事業者が少数であった当事例では、指名競争入札により入り口を狭めず、原則である一般競争入札を採用し広く応札者を募ることも有効であったものと考えられる。</p>	<p>意見を参考に県の規定、要領等に基づき、業者数を増やすなどして、より一層の競争性確保に努めることとした。</p> <p>また、同種の物品調達にあたっては、県の規定、要領に基づき競争性が十分に保たれるように入札方法、指名業者の選定を行った。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
168	意見 3-6-1	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-消費税	<p>[仕入税額控除の計算方法の選択について]</p> <p>消費税の仕入税額控除の計算方法については、個別対応方式と一括比例配分方式があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。</p> <p>個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみ要する課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみ要する課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。</p> <p>一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。</p> <p>本県工業用水道事業会計では、一括比例配分方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県工業用事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。また、平成29年度、平成30年度、令和元年度の課税売上割合が99.93%と高いことから、個別対応方式の有利性もさほど高くはないと考えられる。よって、現時点で本県工業用事業会計が個別対応方式を採用していないことについて合理性がないとはいえないと判断した。</p> <p>ただし、今後、何らかの事情で課税売上割合が減少したときなどは、個別対応方式採用の有利性が高まる可能性があるため、納税額の多寡に着目して仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行ってほしい。</p>	<p>当面は、現状どおりの一括配分方式を採用するが、課税売上割合が95%未満になった場合には、個別対応方式を検討することとした。</p>
169	意見 3-6-2	整備企画課 八戸工業用水道 管理事務所	工業用水道事業-消費税	<p>[税務専門家の関与の検討について]</p> <p>上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考えます。</p>	<p>現在は特定収入がないため、仕入れ控除税額の計算方式については現状どおりで処理することとしているが、今後特定収入や税改正などで複雑化した際は、専門家の関与を検討することとした。</p>